

## 未登記家屋の名義変更に必要な書類

売買・相続などで未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の所有者名義を変更するときは、家屋補充課税台帳名義変更届（名義変更届）を提出してください。名義変更の原因によって、添付書類が異なりますので、下記をご覧ください。

### ◎相続に必要なもの

①相続関係説明図（被相続人と相続人の相続関係を図示したもの）

②相続関係説明図を証する書類

- ・被相続人（お亡くなりになった方）の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本
- ・相続人（相続権を有する方）全員の戸籍謄本 等

③相続する方の住民票

④遺産分割協議書、遺言書など相続を証明する書類

⑤相続人（相続権を有する方）全員の、遺産分割協議書に押印した印影の印鑑登録証明書

①②は、登記所（法務局）で認証された法定相続情報一覧図でも代用できます。

### ◎贈与に必要なもの

①贈与証書（実印を押印したもの）

②贈与証書に押印した贈与者の印鑑登録証明書

### ◎売買に必要なもの

①売買契約書の写し

※提出書類は全てコピー可